

『資本制生産に先行する諸形態』について(五)

井 上 周 八

- 一 はじめに
- 二 『アジア的生産様式』論争について
- 三 資本制生産に先行する所有の三つの形態について
 - (一) 『ドイツ・イデオロギー』における所有の三形態
 - (二) 『資本制生産に先行する諸形態』における所有の三形態
- 四 『諸形態』をめぐる若干の問題点
 - (一) 『諸形態』の共同体と『ドイツ・イデオロギー』の共同体
 - (二) 所有の三形態の時間的継続関係
 - (三) 生産様式の時間的継続関係
 - ① ホブズボームの解釈
 - ② 塩沢君夫氏の見解
 - (四) 過渡期の国家について
- 五 アジア的生産様式は「社会的生産過程の敵対的形態」か
——総体奴隷制は階級社会か——
『資本制生産に先行する諸形態』について(五)

- (一) 原秀三郎氏による塩沢説批判
 - ① 原氏による『諸形態』の論理的構成の把握……(以上既載)
 - ② 原氏による「前資本主義的所有の性格」の把握
 - ③ 原氏による「東洋に存在する奴隷制の普遍的形態」論
 - 六 アジア的生産様式とはなにか
 - (一) E・マンデルの「アジア的生産様式」論
 - ② 原氏による「前資本主義的所有の性格」の把握
- 以上のような『諸形態』の論理的構成の理解を前提にして、原氏は「前資本主義的所有——本源的所有・第二次的所有——の性格」(『アジア的生産様式論序説』『歴史評論』一九六九年八月号一九ページ)はどのようになるであろうか、と設問し、このことは同時に、「特に、本源的所有と密接な関連性をもつ、いわゆる

『資本制生産に先行する諸形態』について(五)

る総体的(あるいは全般的)奴隸制の概念規定を明確にするための必要な前提的作業でもある」(一九二〇ページ)とのべ以下のようにいう。「本源的所有の三形態は……階級的・敵対的性格のものではない。⁽²³⁾特に、第一の形態Ⅱアジア的形態は、歴史的存在としてのアジアの専制国家一般のもとの土地所有そのものではなく、その歴史的现实Ⅱ表象から下向分析的に導きだされた一般的・抽象的规定としての『本源的所有のアジア的形態』なのである。それ故、ここで使われている『東洋的専制主義』『専制君主』『国家』あるいは『古代ペルシャの大王(サトラップ)』等々といった、それ自身歴史的、具体的、現実的な概念にとらわれて、ここでの主題である、本源的所有の本質をとりちがえることがあってはならない」(二〇ページ)。

たしかに「本源的所有のアジア的形態」そのものが「東洋的専制主義」をさすものではない。しかし後者は前者の規定を保有しながらも、それ自身歴史的・具体的存在として扱えられているのであり、基本的に両者の本質的同一性こそ重視されなくてはならない。両者はしたがって、本源的所有という点で、それゆえまた無階級性という点で、同一性をもったものにほかならない。ただし、「東洋的専制主義」という場合、それが歴史的规定であるため、さきにもたエンゲルスの支配Ⅱ隷属関係発生の第一の道をへて、敵対的性格をもつものに転化する以前と以後のそれを同一視してはならない。転化した以後のそれは、明らかにアジア的所有の崩壊を示すものであり、第二次所有へ

の道を歩み出したものとして、本源的所有の第一形態の崩壊形態として、第一形態とは異質物へと転化しつつある。

九二

(23) 原氏は前掲論文で、主としてわが国ではアジア的生産様式がどのように理解されてきたかについて、塩沢君夫、吉田晶、太田秀通手島正毅、福富正実などの諸氏の見解を紹介し、それらがいずれもアジア的生産様式とは階級的な社会構成、古代専制国家段階の生産様式であると理解していることを指摘している。このうち塩沢氏の見解についてはちに検討するので除外し、他の諸説を原氏の要約を借用して紹介しておく。

原氏は「日本の律令国家がいかなる歴史的性格をもち、またどのような法則にもとづいて解体していくのか、という日本古代史上の問題関心とアジア的生産様式とそれの生みだしたさまざまな遺産が現代の日本人にとって、どのような意味をもつかという現代的解明を試みた労作」として吉田晶氏の『日本古代社会構成史論』(塙書房・一九六八年)をとりあげ、以下のように要約する。

(1) 今日でのアジア的生産様式論は、ソビエト歴史学に支配的なアジア的生産様式Ⅱ奴隸制の『東洋の変種』(コワレフ)、または『未発達な奴隸制』(ストルヴエ)論の克服と、それを通して古代史の分野だけでなく現代の人民解放の課題として問題を掘えなおすことにある。(『日本古代社会構成史論』・八ページより要約。以下同様)

(2) アジア的生産様式とは、専制君主または首長によって、個々の共同成員の主体的な土地等に対する所有関係を否定した本源的所有の形態を基礎にして成立し、その階級の歴史的 성격は、右のよう

なアジアの共同体の存在を前提とした総合的奴隸制である。(二二ページ)

(3) 本源的所有のアジアの形態Ⅱアジアの共同体Ⅱアジアの生産様式が原始社会の矛盾の結果によつて成立する(二二三ページ)ということとは、世界史上の普遍的現象である(この点、塩沢氏と同一見解)。だが、このことは、どの地域でも、アジアの共同体を基礎とする古代専制国家が必ず現れなければならない、ということの意味するものではない。この点で、アジアの生産様式を国家発生以前の第一段階と、国家発生以後の第二段階に区別したい。誤解をおそれずにあえて図式化すれば、東洋の諸民族の場合には古代専制国家を形成する第二段階にまで達するが、ギリシャ等の場合には第二段階にまで展開することなく、アジアの共同体内部の矛盾が古典古代共同体の出現をもたらし、国家は奴隸制的階級関係の矛盾↓階級分化の第二の道中——を基礎にして成立する。(二六ページ)

次に原氏は「英雄時代論において一つの典型をなすホメロスの社会の分析を出発点に、戦後一貫して、世界史の前進的諸時代の中で一段階をなす古典古代の形成過程を理論的、実証的に究明してきた」最近の著作として太田秀通氏の『ミケーネ社会崩壊期の研究』(岩波書店・一九六九年)をとりあげ、その序論において、太田氏が古代史研究の問題点の一つとして、アジアの生産様式論争をとりあげて、のべている点を次のように紹介される。

「(1) この論争を成果あるものにするためにはアジアの生産様式を原始共同体から階級社会への過渡段階として(ゴドリエヤシチュルカナルのように)ではなく、古代オリエントでは、三〇〇〇年になつたその枠内で発展をとげたところの階級社会の第一段階とし

『資本制生産に先行する諸形態』について(五)

て(テークイヤシチュノのように)促えるという原則の上になつて、しかもこの原則を堅持していなければならない。(五三ページ)

(2) アジアの生産様式の問題をもっときめ細かに展開するには、これを二つの類型に分けることではなく(ここではゴドリエの見解をさす・原)このカテゴリーの生産様式という規定を受ける時代をその発展過程にしたがって時期区分することが必要であらう。(五五ページ)

〈第一段階〉階級分化をある程度発展させながらも、社会秩序が部族制ないし部族連合にとどまり、族長がまだ共同体の首長として存在しているような階級社会への過渡段階。具体的・歴史的にはエジプトのノモス時代、メソポタミアではシュメール人の都市国家時代の初期、ミケーネの王国成立以来のギリシャ、等々。

〈第二段階〉大規模な公共事業が諸共同体の集団労働という強制労働の形態をとって遂行される、貢納・賦役王制の段階。マルクスが『諸形態』で特徴づけたアジアの専制体制はこの段階から始まる。具体的、歴史的には、エジプトの統一王朝、サルゴンによるメソポタミア統一王朝、秦による統一王朝、等々。

〈第三段階〉専制国家がより広大な地域に拡大した世界帝国の段階、アジアの生産様式の最も繁栄した段階。具体的、歴史的には、ヒツタイト、エジプト新王国、アツシリア、ペルシャによるオリエント統一国家の形成、等々。(五五〜六ページより要約) (『歴史評論』二二八号、一〇一一ページ)。

『資本主義的(生産)に先行する諸形態』(国民文庫・一九六三年)のすぐれた翻訳によつて、われわれ歴史学徒にもなじみ深い、手島正毅氏は、最近『諸形態』の詳細な解説を試みた著作(『経済』一九

『資本制生産に先行する諸形態』について（五）

六八年十月・十二月・六九年一月号に掲載）において、次のように言う。

(1) アジア的生産様式とは、ヨーロッパの古典古代より約二五〇〇年もさかのぼって成立したアジア的古代。これが人類の通過した最初の奴隷制の段階である。（『経済』六八年十二月号八八ページより要約）

(2) 総括的統一の具現者たる唯一者が、共同体の全土地と全成員を事実上所有するがゆえに、アジアのそれ（奴隷制・原）は総括的奴隷制、ないし全般的奴隷制なのである。（同前・九〇ページ）
また、最近、一九六四年以降ソ連邦において復活してきたアジア的生産様式論の主要論文、討論報告等を編訳し、わが国に紹介した福富正実氏は、その労作『アジア的生産様式論争の復活』（未来社・一九六九年）の解説的論評において、次のように言う。

(1) マルクスが『経済学批判』の序言においてもちいた『アジア的生産様式』概念、あるいは、『資本論』第一巻においてもちいた『古代アジア的生産様式』概念は、『社会的生産過程の……敵対的形態』（『批判』序言）としての敵対的な生産様式である。（前掲書・三七五ページ）

(2) いうまでもなく、『アジア的生産様式』概念は、『諸形態』における『総体的奴隷制』概念と完全に対応している。（同前・三八〇ページ）（同上・二一三ページ）。

さて原氏は「『本源的所有』は、平田清明氏が明快に整理したように、『生産行為の主体と客体の関係すなわち労働様式』を

おさえながら、その本質的規定が提示される」ものではあるがしかし、それは「『生産活動としての所有』（規定1）、『類帰属としての所有』（規定2）、『意識関係行為としての所有』（規定3）という三つの視点からその本質規定が与えられたのである（『マルクスにおける経済学と歴史認識』第二部三 本源的所有とは何か『思想』五〇六号、一一三〜一六ページ）（二〇ページ）として、次のようにいわれる。

「『諸形態』では、右の三つの視点からその本質規定が与えられたところで、最後に、総括的に、『自分のものとしての所有』（規定4）という一般的規定が与えられる。そこで、マルクスは次のように言う。

したがって所有とは本源的には―そこでまた、その『所有の』アジア的・スラブ的・古代的・ゲルマン的形態では―労働する（生産する）主体（ないし自己を再生産する主体）が、自分のものとして関係することである。それゆえにその所有は、またこの生産の諸条件のいかんによってさまざまな形態をとるのであろう（四四ページ）。

この一般的規定の中に、本源的所有が転回する論理が明確にのべられている。すなわちその所有は、『生産の諸条件のいかん』、例えば、労働する主体が生産の自然的諸条件の一部として現れる（奴隷制、農奴制）か、あるいは生産の諸条件がすでに労働の生産物（手工業の用具等）である場合等によって、『さまざまな形態』、前者の場合は『奴隷制・農奴制的』所有形態、

後者の場合は『ツンプト的』所有形態、をとるのである。ここで、マルクスが言う『さまざまな形態』とは、本源的所有の三形態を意味するのではなく、二次的の所有のことをさしていることに、注意を喚起したい。このことは、この『規定』につづく叙述の展開に具体的に示されている。それは、これまでさまざまな議論をよびおこしてきたいわゆる『総体的奴隸制』という用語を含む、かの著名なる一節であるが、そこでは、『奴隸制および農奴制等（＝二次的の所有・原）は、共同団体と共同団体内の労働のうえにきずかれた所有の、必然的首尾一貫した結果であるとはいえ、つねに二次的であって、本源的なものではない』（四五ページ）といている。ここで、本源的の所有と二次的の所有との本質的区別、および前者から後者への転回が明確に示される。このことから、所有の本源的形態が生産諸条件のいかんによってとるであろう『さまざまな形態』とは、『奴隸制・農奴制的』所有形態および『ツンプト的』所有形態、すなわち二次的の所有に他ならないことが判明する。このように理解してはじめて、『自分のものとしての所有』という『規定4』が本源的の所有とそれの『必然的で首尾一貫した結果』としての二次的の所有をも包括する一般的规定、すなわち前資本主義的の所有の一般的规定であることが諒解できるのである。このことから、本源的の所有と二次的の所有が、敵対性（あるいは異質性）と同一性の両側面において統一的にとらえられていることを理解することができるのである。

『資本制生産に先行する諸形態』について（五）

本源的の所有の本質規定（それはまた『前資本主義的の所有』の一般的规定でもある）に到達したところで、再び本源的の所有の三形態にたちかえるとき、この三形態が、それぞれの出発点とされた表象Ⅱ歴史的現実、すなわち、古代アジア・古典古代・ゲルマンという歴史的に生起した歴史的世界の序列にしがたって、單純に第一、第二、第三の所有形態として位置づけられたのではなく、その内容である、労働する諸個人と彼らがそれに帰属することによって初めて占有者あるいは所有者たりうる共同団体との関係、すなわち『共同団体または種族の成員』の、種族の土地に対する関係を基準として、その成員の現実的個人の「私有」の推進的諸段階が、論理的に排列』されている、ことが注目されなければならない。したがって、『東洋的・古典古代的・ゲルマン的の代表的三形態は、それぞれ、「本源的」所有の内部に拘束されてのみ、論理的な意味で運動序列・發展序列として捉えるのであって、原始・古代・中世といった社会構成体の素朴な基礎概念では絶対にありえない』（以上・『覚書』六ページ）のである」（二〇二ページ）。

右の原氏の所説には、卓見もあれば誤解も含まれている。誤解と思われる点は、氏が「生産の諸条件のいかん」ということばを、労働する主体が生産の自然的諸条件の一部として現われるか、あるいは生産の諸条件がすでに労働の生産物である場合をさす、つまり第二次所有のことを指している、と理解されている点である。だがマルクスの当該文章をみるならば、そうは

理解できないはずである。マルクスは本源的所有が、「生産諸条件のいかん」によつて、さまざまな形態——アジア的・スラヴ的・古代的・ゲルマン的などの——をとる、といっているのであつて、決して第二次的形態をさしてはいない。だからまた「自分のものとしての所有」という規定が「本源的所有とそれの『必然的で首尾一貫した結果』としての第二次的所有をも包括する一般的规定」などでは決してない。またそれは前資本主義的所有の一般的规定でもない。むしろ逆に「自分のものとしての所有」というこの規定」で、本源的所有と二次的所有が本質的にマルクスによつて区別されているのであつて、またこの規定によつて、二次的所有と資本主義的所有が同一性——もちろん両者は異質性においても把えられるが——において把えられているのである。

もちろん資本・賃労働関係が成立するためには、「労働者自身、生きてゐる労働力能自体が、なお直接に客観的生産条件のもとに属し、そしてそのようなものとして領有されている——したがつて奴隷とか農奴とかである——ような諸関係の解体」が必要である。そして「資本にとつては、労働者は生産条件ではなくて、労働であるにすぎない。資本が労働を機械によつてさせることができたら、いっそう結構なことである。また資本は労働者を領有するのではなくて、彼の労働を領有するのである——直接的にはなく、交換を通して間接的に。」

この意味で、二次的所有と資本主義的所有は、その性格を大きく異にしている。だが、「労働する主体が生産条件に対する関係」の見地からは、本源的所有に對し、二次的所有も資本主義的所有も同一性質をもつものとして把握されるのである。そして、この本源的所有↓非本源的所有（二次的所有と資本主義的所有）↓本源的所有という「否定の否定」による、より高次の社会への発展が、マルクスによつて、歴史的必然として展望されているのである。

次に原氏の誤解に関連して問題になるのは、原氏が平田氏の規定1を誤解していること、および原氏の規定(4)が実は平田氏の規定1にほかならないこと、である。このような原氏による平田氏の本源的所有の本質規定の誤解は、平田氏が規定1を「生産活動としての所有」とのべていることにも起因している。すなわち平田氏は規定1を「生産活動としての所有」としており、その根拠を氏は「所有とは本源的には、自分に属するものとしての、人間固有の定在とともに前提されたものとしての自然的生産諸条件に對する人間の關係行為のことにほかならない。すなわち自己の肉体のいわば延長をなすにすぎない。自身自身の自然的前提としてのこれらの生産諸条件に對する關係行為である」（傍点はマルクス）というマルクスの所説に求めている。だが平田氏のこの規定1は、「生産活動の所有」というよりはむしろ原氏が「自分のものとしての所有」（規定4）としているものにほかならない。

さらに注意すべきは、平田氏の規定1、2、3は、いずれも「本源的所有」の本質規定として総合的・統一的に理解されなくてはならないのであって、規定の1、2、3は内的不可分離の関係にあり、規定の1は必然的に規定の2であり、規定の2は必然的に規定の3であると同時に、逆に3は2であり、2は1である。つまり、「規定1↓規定2↓規定3」にほかならない。⁽²⁴⁾

そして、この点での誤解が、原氏が、「自分のものとしての所有」という規定が本源的所有と二次的所有をも包括する前資本主義的所有の一般的規定である、とされている点と内的に結びついているのである。氏のこのような把握の仕方では、そもそも本源的所有と二次的所有を区別する本質的メルクマールが失われてしまうのである。

原氏の卓見と思われる点は、「本源的所有の三形態は、原始・古代・中世といった社会構成体の、素朴な基礎概念では絶対「ありえない」といわれる点である。ややもすれば、素朴な基礎概念説がみられるが、たしかに、社会構成体の基礎・前提としての役割が本源的所有の三形態、したがって共同体の三形態にはあるのだが、それは決して素朴なものではなく、並行的なものでもない。この点のはちにふれるところがあるので、ここでは単なる指摘にとどめておく。

では、本源的所有とならんで資本主義的所有と対比される、もう一つの前資本主義的所有、すなわち二次的所有のカテゴリ

『資本制生産に先行する諸形態』について(五)

リー規定を、原氏はどのように明確にされたか。原氏は次のようにいう。

二次的所有は、それ自体としては、『諸形態』の中では、いわばかくれた論理的位置しか与えられていない。したがってそれだけに、その意義が、芝原氏によって先駆的に発見されていたにもかかわらず、看過されてきたということができる。

二次的所有、すなわち奴隷制・農奴制等、の論理的位づけにおいても、『諸形態』は二重の論理構成で一貫している。

まず、対比上の論理序列からすれば、「奴隷制や農奴制等のもとでは、労働者自身、ある第三者たる個人または共同体のためにおこなう生産の自然的諸条件の一部として現れる」(四四ページ)というかぎりて、労働主体(奴隷・農奴等)が生産の自然的諸条件の一部にくりこまれていくという関係において、自然的諸条件と相即的に結合している。この点に資本主義的所有と本質的に区別される特質が存在している。だが、ここでこの結合は、労働主体が自らのために労働するのではなく、第三者たる個人または集団のために労働するものとして、客観的諸条件の一部として存在するかぎりて、また本源的所有とも区別される。本源的所有においては、労働主体は集団の構成員としていわば「肯定的」に労働の自然的諸条件と関係しているが、二次的所有では、労働主体が、第三者たる個人または集団によって、生産の客観的諸条件の一部として所有されているというかぎりて、労働主体とその自然的諸条件との関係は「否定的」

結合であるといえる。したがって、「この奴隷制および農奴制等は、共同団体と共同団体内の労働のうえにぎずかれた所有の必然的で首尾一貫した結果であるとはいえ、つねに二次的であつて、本源的なものではない」(四五ページ)のである。

右の所説の限りでは原氏は、さきにもた本源的所有と二次的所有を前資本主義的規定として同一性においてとらえるという一面を強調し、マルクスの所説を誤解している立場から離れて、マルクスの正しい見地に帰っている。

次に、「発展の論理序列」としての、本源的所有と第二次的所有との関係について、原氏は、それは次の『諸形態』の一節に端的に示されているという。

「所有の原形は、種々の形態の共同団体の経済的基礎を形成するとともに、それはまたそれで、特定形態の共同体を前提としている。これらの形態は、労働自体を客観的、生産諸条件の一つにうつすことによって、本質的に変形され、(農奴制と奴隷制)、その結果、状態第一号のもとに分類されている所有形態はすべて単純に肯定的な性格をまったく喪失し、また変形されるのである。それらの諸形態はすべて奴隷制を可能性として、だからまたそれ自身の止揚として、そのなかに含んでいる」(五一～二ページ)。

すなわち、本源的所有は、すでにそのうちに奴隷制Ⅱ第二次的所有を可能性として含み、労働主体と客観的諸条件との肯定的結合関係が否定的結合関係に転変することによって、「可能

性」としての奴隷制は「現実性」に転化し、本源的所有は転回して第二次的所有となる。このことはまた、『諸形態』では次のようにもいわれている。

「もし人間自身が、土地の有機的付属物として、土地といふしよに征服されるとすれば、人間は生産諸条件の一つとして一括征服されることになり、こうして奴隷制や農奴制が発生するが、これらはあらゆる共同団体の本源の形態をやがてゆがめ、また変形させ、そしてこれ自体これら共同団体の基礎となる。単純な社会構成は、このことによって否定的に規定される」(三七ページ)。

原氏は右の叙述のなかに、「本源的所有から第二次的所有への、すなわち原始共同社会から階級社会への転回の論理を看取することができる」(二〇～二二ページ)と指摘するのである。

しかし、本源的所有は可能性としては二次的所有を含む、ということとは、弁証法的発展を示すすべての事物にあてはまることであつて、だから本源的所有と二次的所有は同一規定において包括されるとはいえない。もしいえるとするなら封建社会も資本主義社会も同一規定の面で包括できることになつてしまふ。本源的所有では生産者が自分のものとして生産条件に関係し、二次的所有では生産条件が自分のものではない、というマルクスの指摘の重要性の強調こそが原氏には必要だったのである。

(24) 平田清明氏は『諸形態』は俗にいう三形態論ではない。また、たんなる共同体の理論でもない」(マルクスにおける経済学と歴史

認識」(下ノ一)、『思想』五〇六号、一九六八年八月号一一〇ページ)、それは「蓄積Ⅱ循環論としての所有論」であり、『諸形態』に挑む者はこの基本テーマの所在と性格を銘記すべきものである」(同上二〇九ページ)という。そして氏は、しかるに「在来の『諸形態』研究は、これを全く無視してきた。これは、『諸形態』の研究が正常な理論的研究でなかったことの最大の証左である」(同上二〇八ページ)といわれる。

氏は次のようにいう。「所有。それは蓄積論のアルファでありオメガである。所有とは盗みである、とブルードンと言ったが、はたしてそうであろうか。繰り返し問う、——所有とは経済外的な略奪であろうか。近代的所有に關するかぎり、明らかにそうではない。近代市民社会(商品生産社会)における所有は、自己労働の所産そのものであって、およそ経済外的略奪の対立物である。所有が盗略であるのは、土地所有の起源が暴力そのものであるかぎりにおいてである。かの『勇敢なブルードン』が攻撃しえたのは、この意味での所有すなわち前近代的所有のみであって、近代的所有ではありえない。財産とは盗みであると言ふことによつて彼は、自己労働にもとづく近代的所有を積極的に容認したのである。このブルードンのパラドクスを経理論的に克服することは、マルクスにとつて一八四〇年代以来の重大な課題の一つであった」(同上二〇七ページ)。

そして、「かの『哲学の貧困』(一八四七年)は、剰余価値論によるブルードンの所有論批判であったが、いま『要綱』(一八五七—一八八年)のマルクスは、蓄積Ⅱ循環論によつて、この批判を完成するのである。では、何が課題として五〇年代のマルクスに残されていたのか。『本源的非剰余資本』の『剰余資本』への過程的転変の

『資本制生産に先行する諸形態』について(五)

論理を批判的に解明することである」(同上)とのべ、つづけて「ブルードンすなわち市民的原理をもつて律すれば、略奪によつて取得された財産と自己労働にもとづく財産とは、峻別されねばならぬ。しかし、それらが資本として機能するや否や、それらは反復する循環過程のなかで、いずれも他人の不払労働の所産に転変する。しかも、等価交換Ⅱ市民的原理が貫徹した経済的過程そのものにおいて、転変する。循環Ⅱ蓄積論においてこそ、ブルジョア的所有の本質は批判的に解明し尽されるのであり、ブルードン批判もまた完成するのである。……私は、この点こそ『諸形態』を貫ぬく赤き糸であることを、ここに新たに指摘し、それをもつて『諸形態』の批判的検討を開始する」(同上)。

このように、「『諸形態』が『要綱』全体の論理的文脈において、特に蓄積Ⅱ循環論において読まれるべきものである」(同上二〇八ページ)ことは、『要綱』中の『諸形態』は、それ自体が循環Ⅱ蓄積論視座での展開であるが、『諸形態』を前後にはさむ『要綱』の叙述部分がいずれも循環Ⅱ蓄積論そのものである。『諸形態』に先行する部分は、『剰余資本Ⅰ』からの『剰余資本Ⅱ』の成立において『領有法則の転回』がおこることを指摘したものであり、また、これに後続する部分は、『必然的な弁証法』としての『転回』を通じて、『労働者の所得喪失』Ⅱ『疎外』が発生することの指摘につづいて、循環論を固有に展開するものである」(同上)ことをもつてしても明らかである、とされる。

もちろん、『諸形態』は周知のように、『自由な労働とこの自由な労働の貨幣との交換……は、賃労働の前提であり、また資本の歴史的条件の一つであるが、そうだとすれば、自由な労働をそれが実

『資本制生産に先行する諸形態』について (五)

100

現される客観的諸条件——労働手段と労働材料——から分離することが、もう一つ的前提である」という一句をもって始まるが、これは、『諸形態』が蓄積Ⅱ循環論の視座にたつものであることを宣言したものである」(同上109ページ)とも氏はいわれる。

右の平田氏の所説は、氏自身のいわれるように、決して平田氏の恣意にもとづくものではないのであって、『諸形態』の論旨からも『要綱』全体におけるその理論的位置からも、いわば自明のことからである。そして、このことはこのこととして、なお本源的所有および共同体の三形態論として、これが多くの人に読まれてきたのであり、こうした読み方がなされていること自体は、何も誤りでもなければ無意義でもないこと、このこともいうまでもないであろう。問題は所有を基本テーマとする『諸形態』の正しい理解である。

平田氏は本源的所有の本質規定を三点においてとらえている。まず規定1——氏はこれを「生産活動としての所有」といわれる——であるが、氏は、マルクスが「所有とは本源的には、自分に属するものとしての、自分のものとしての人間固有の定在とともに前提されたものとしての自然的生産諸条件にたいする人間の関係行為のことにほかならない。すなわち自己の肉体のいわば延長をなすにすぎない、自分自身の自然的前提としてのこれらの生産諸条件にたいする関係行為である」(Grundrisse, S. 391, 高木訳Ⅲ四二五ページ)と述べていることになにに、「生産行為の主体と客体とが、相互に他者の定在と時所をひとしくして自然的に前提されている。そこにあっては人間は、一方では——主体相互間としては——共同体組織のなかに埋没しており、他方、対象条件との関係においては、客体すなわち母なる大地のふところに懐かれています。それゆえ、そ

こでは主体と客体とは未分化である。このような状態から主体と客体の自立的指定をもたらすのは、いうまでもなく生産活動である。人間は、労働する主体として外的な対象条件に働きかけることによってそれを『個体の非有機的肉体』とするのであり、そのようなものとしてみずからの客体とするのである」(平田氏前掲論文、一一四ページ)と認識し、ここでは、生産行為の主体と客体の関係すなわち労働様式をおさえながら、まず第一に、客体的条件に力点を置いてこれを規定1としている。

次に規定2——氏はこれを類帰属としての所有といわれる——であるが、氏は、マルクスが「所有とは、ある種族(共同体組織)へ、帰属すること(そのなかで主体的・客体的存在をもつこと)でありそしてこの共同体組織の、土地にたいする・その非有機的肉体としての大地にたいする・関係行為を媒介にしての・個体の土地にたいする関係行為、彼の個性性に属する前提条件、個性性の定在様式としての生産の外的な原初条件——大地……にたいする関係行為である」(Grundrisse, S. 392, 高木訳Ⅲ四二六ページ)とのべているのを引用し、「この第二規定が、所有という関係行為の主体的契機と客体的契機において本源的所有は自然的であると語っていること、言うまでもない。このような二重の意味での自然性は、本源的所有を、それじたい『歴史的過程』の帰結たる自由な小土地所有と区別するものである。また同じく、資本制所有から本源的所有を区別するものである。この自然性を削ぎとれば、この本源的所有の第二規定は、所有一般の本質規定になること、第一規定のばあいと同様である」(平田氏前掲論文、一一五ページ)という。

最後に規定3——氏はこれを「意識関係行為としての所有」とい

われる——について、氏は、マルクスの「所有権が、自分のものと
しての生産諸条件にたいする意識された関係行為——そしてこれは
個々人にかんしては、共同体組織によって定められ、また規範とし
て公布され、かつ保証されるもの——にすぎないかぎり、したがっ
て生産者という定在が、生産者に属する客観的諸条件における一定
在としてあらわれるかぎり、所有は生産自体によってはじめて実現
される。現実的な領有は、これらの諸条件にたいする、思念された
交渉ではなく、能動的な現実的な交渉——すなわちこれらの諸
条件を自己の主體的活動の諸条件として現実に掲定すること——で
はじめておこなわれるのである」(Grundrisse, S. 392, 高木訳Ⅲ
四二七—八ページ)を引用し、「この第三規定がブルジョア社会に
おける所有権の觀念性にたいする唯物論的批判意識に立脚したもの
であること、すでに読者の味読するところであろう。マルクスは
『ブルジョア経済』の内的な法則を探求するにあたって、それを批
判的に検討するために『ブルジョア経済の歴史的起源』を論じたの
であり、しかもこの『歴史的起源』を、『経済学の諸範疇』によつて
理論的にまたは觀念的に表現されている生産形態の歴史的起源』
(Grundrisse, S. 398, 高木訳Ⅲ四二二—三ページ)として論理的に解
析したのである」(平田氏前掲論文、一—一六ページ)という。

この三つの規定は、本源的所有の本質をそれぞれ視点から説明
しているのではあるが、規定1, 2, 3というように分類して整理
しなければならないというわけではない。ただ平田氏が分類された
のであって、氏はこの三つの規定の見地から本源的所有の三形態の
説明をおこなっている。

『資本制生産に先行する諸形態』について(五)

③ 原氏による「東洋に存在する 奴隸制の普遍的形態」説

原氏は次に「総體的奴隸制」の問題に移る。

すなわち原氏は、「アジア的生产様式Ⅱ階級の社会構成説は
すでに……例示したように、アジア的生产様式とは本源的所有
のアジア的形態を基礎とする総體的奴隸制である、という認識
にある」(二三—三ページ)とし、「したがって問題は、本源的所
有のアジア的形態と『総體的奴隸制』との関係如何ということ
に、第一の論点がある」(同上)として、次のようにいう。

「『総體的奴隸制』なるカテゴリーは、これまで一般に『労働
奴隸制』あるいは『家内奴隸制』といったカテゴリーとの対比
において、とりわけアジアにおける奴隸制の性格規定を論ずる
さい、論議されてきた。……」

周知のように、『総體的奴隸制』なるカテゴリーは、『諸形
態』においてのみ、しかもただ一カ所だけで、使用されている
ものであって、マルクスは勿論、エンゲルスも、二度と使用し
たことはない。……まず原文が参照されなければならない。

Sklaverei, Leibeigenschaft etc., wo der Arbeiter
selbst unter den Naturbedingungen der Produktion für
ein drittes Individuum oder Gemeinwesen erscheint
(dies ist z. B. bei der allgemeinen Sklaverei des
Orienters nicht der Fall nur vom europäischen point of

view aus)——also Eigentum nicht mehr das Verhalten des selbstarbeitenden Individuums zu den objektiven Bedingungen der Arbeit——ist immer sekundär, nie ursprünglich, obgleich notwendiges und konsequentes, Resultat des auf dem Gemeinwesen und Arbeit im Gemeinwesen gegründeten Eigentums.

(Karl Marx: Formen, die der kapitalistischen Produktion verhergehen, Dietz Verlag, Berlin 1952, S. 33)

右の引用文に対応する、手島正毅氏の訳文を次に掲げる。
奴隸制や農奴制等のもとでは、労働者自身ある第三者たる個人または共同団体のためにおこなう生産の自然的諸条件の一部として現れるが、(このことは、たとえば東洋の全般的奴隸制にはあてはまらない。ただヨーロッパの観点からだけいえることである)——したがって所有はもはや、労働の客観的諸条件に対するみずから労働する個人の關係行為ではないが——、この奴隸制および農奴制等は、共同団体と共同体内の労働のうえにきずかれた所有の、必然的で首尾一貫した結果であるといえ、つねに二次的であって、本源的名ものではない。(国民文庫本『諸形態』四四一—五ページ)

この部分は、さきにも論及したが、第二次的所有に奴隸制・農奴制等の本質についての論述であり、それは本源的所有との対比において浮彫りにされている。ところで、問題の個所は、

文中括弧でくくられた z. B. bei der allgemeinen Sklaverei des Orients n i c h t der Fall, n u r vom europäischen point of view aus ところが文章である。手島訳は、右に掲げたが、特に die allgemeine Sklaverei des Orients を『東洋の全般的奴隸制』と訳し、ブル・エン選集訳は、当該文章を『そのことは、たとえば総体的奴隸制が存在する東洋にはあてはまらない。これはヨーロッパの観点からしてだけそうなのである』(マル・エン選集第九巻二五四—五ページ)と反訳している。『諸形態』のこの文章では、奴隸制が問題となっているのであるから、選集訳で『総体的奴隸制が存在する東洋にはあてはまらない』(傍点・原)と反訳するのは明らかに誤訳といふべきであろう。しかし、die allgemeine Sklaverei des Orients を『東洋の全般的奴隸制』あるいは『東洋の総体的奴隸制』と訳すのは、果して適訳といえるであろうか。問題は allgemein とこの形容詞の意味にある。一般に allgemein は besonder と對をなす語であって、die allgemeine Sklaverei に対つて、die besondere Sklaverei がその対立概念として予想されている。したがって、後者を『特殊の奴隸制』と訳すなら、前者は『一般的』あるいは『全般的奴隸制』と訳しても、それ自体として誤りではない。しかし、『総体的奴隸制』にしても、『全般的奴隸制』にしても、これまでほとんどそう理解してきたように東洋の奴隸制は『総体的奴隸制』であるという、東洋の奴隸制一般を総称する絶対的な意味あいを受けとれかねない訳語であ

ると言わざるを得ない。しかし、マルクスは、この文章において、東洋に存在する奴隸制が凡て die allgemeine Sklaverei であると、本質規定をしているのではなく、東洋に存在する奴隸制一般のうち、besonder ではなく、allgemein なものを、ヨーロッパの奴隸制・農奴制等と比較しているのである。(因に言えば、いわゆる古典的奴隸制は、ヨーロッパの奴隸制一般のうちで、allgemein なものであって、besonder なものではない。)したがって、右のような意味あいをもつ当該個所の反訳は、『東洋に存在する奴隸制の普遍的な形態にはあてはまらない』とか、より直訳的には『東洋の奴隸制の一般的なものにはあてはまらない』と訳した方がより適切であろう。

つまり、マルクスは、右の文章において、東洋の奴隸制一般とヨーロッパの奴隸制一般とを比較し論じたのではなく、東洋に存在する奴隸制の普遍的、一般的なもの、ヨーロッパに存在する奴隸制(および農奴制等)の普遍的、一般的なものとを比較し、前者が第二次的所有のカテゴリーに含まれないことを示唆しているのである。したがって、東洋の奴隸制の特殊の(besonder)なものも当然考慮のうちにあつたのであり、またヨーロッパの奴隸制の特殊なものも論理上、当然予想されていると言わねばならない。

右のように、die allgemeine Sklaverei des Orients を理解するとき、次につづく、『ただヨーロッパ的観点からの、みいえるにすぎない』ということは、当然のことながら、マルクスが

『資本制生産に先行する諸形態』について(五)

いわゆるヨーロッパ中心史観にたつて、一面的に世界史を裁断していることを意味するのではない。当該部分を、意によって語を補い解釈すれば、『ヨーロッパにおいてもっとも顯著にⅡ典型的に現われている第二次的所有(奴隸制・農奴制等)の観点からのみ、その本質的な性格が認識できるのだ』ということになるであろう。ここで、マルクスが立脚しているのは、まさに世界的な観念、人類史的な立場であつて、偏狭な個別民族的地域的なそれではない。このマルクスの世界的・人類史的観点によつて、始めて、東洋では besonder なものがヨーロッパにおいては allgemein なものとして典型的に見出され、それを基準として、東洋で allgemein なものの本質が明らかにされたのである。約言すれば、ここでマルクスがいう『ヨーロッパ的』という表現は、特定地域を表現するものとしてではなく普遍的・世界的な発展段階を表現するものとして、すなわち量的な次元ではなく質的次元で、使用されているのであり、したがって『ヨーロッパ的観点』とは、特殊地域史的・民族史的観点ではなく、世界的な社会構成体の発展法則の観点ということに他ならない」(二二一—二二五ページ)。

右の原氏の解釈をどう評価せよであろうか。まずマルクスが、東洋の総合的奴隸制ということばを使用していることとは、東洋の総合的または全般的奴隸制とは、労働者自身が、第三者たる個人または共同団体のためにおこなう生産の自然的諸条件の一部として現れるヨーロッパ的な奴隸制(所有の第二

次形態」とは異なる、ということにほかならない。つまり、いわゆる奴隸制とは異なり、総体奴隸制は奴隸制ではないということマルクスが指摘している、ということにほかならない。この点では、原氏の解釈は「東洋に存在する奴隸制の普遍的形態」というのであり、その理由は *allgemein* は *besonder* と対をなす語だからというにすぎない。しかし、一般的であれ、特殊のあれ、奴隸制は奴隸制である。つまり奴隸制の普遍的形態はあくまで奴隸制であらざるをえない。ただ、マルクスが「総体的奴隸制」とよんだものが実は奴隸制ではない、ということが『諸形態』では語られているのである。この点を考慮すれば選集訳は意訳として誤りでは決してない。

さて、原氏は次に、『東洋に存在する奴隸制の普遍的形態』は、第二次的所有としての奴隸制ではなく、それは本源的所有のアジアの形態に包括されている『可能性』としての奴隸制にすぎない(二五ページ)とのべ、このことの例証として、『諸形態』の

『「種族団体(共同団体は本源的にはこの中に溶解する)を基礎とする所有の基本条件―種族の構成員であること―は、種族によって征服された他の種族、すなわち従属させられた種族をして財産を喪失させ、そしてこの種族自身を、共同団体が自分のものとして関係をむすぶ、その再生産の非有機的条件のなかに投げ入れる。だから奴隸制と農奴制とは、種族団体にもづく所有が一段と発展したものにすぎない。両者はそうした所有の

あらゆる形態を必然的に変形させる。アジアの形態ではこの変形をおこなうことがもとも少ない。このアジアの形態の基礎となっている工業と農業との自給自足的な一体性のもとでは、衣服ということ、土地所有、農業が排他的に優勢なところほどに必須の条件とは《なら》ない。他方、この形態では、個々人はけっして所有者とはならず、ただ占有者となるにすぎないから、けっさく彼自身が、共同体の統一を具現する者の財産、奴隸である。そして奴隸制は、ここでは労働の諸条件を止揚することもなければ、またその本質的な関係を変化させることもない」(国民文庫版四〇ページ)を引用し、次のようにいう。

「右の文中で、マルクスは、『けっさく彼自身(共同体成員・原)が、共同体の統一を具現するものの財産、奴隸である』といっているではないか」(二六ページ)。

そして、「この共同体員が全体として『共同体の統一を具現するもの』⇨専制君主の奴隸である社会が無階級社会というならば、一体階級社会とは何か。この明々白々たる事実を何と心得えるか、という批判が当然予想される。だが、このような予想される反論に対しては、すでに平田清明氏によって、明快な反批判が用意されている。

平田氏は、労作「マルクスにおける経済学と歴史認識」第二部・五本源的所有の転回・B、総体的奴隸制について・その一(《思想》五〇九号・一二五―六ページ)において、これを果している。それを要約的に示せば、

(1) 『總体的奴隸制』なるものは、歴史叙述の積極的範疇ではなく、ヨーロッパ奴隸制の反映としてのみ、否定的にしか描きだされていない。したがって『東洋の總体的奴隸制』がヨーロッパ奴隸制と異質なものとマルクスがみなしていたことは疑問の余地がない。

(2) その本質的な相違は、直接生産者が『ある第三者または共同体組織のために』つまり自分のためでなく他者のために、『生産の自然的諸条件の一部』として働くものであるか否かに存する。

(3) 『總体的奴隸制』の奴隸とは、アジア的共同体の成員そのものであって、その成員外のなものか、例えば家内奴隸、ではない。

(4) 『諸形態の文章』(同四〇ページ・小稿一〇六ページ)にもとづき、次の諸点を結論的に導きだす。(i) 共同体成員は私的所有者ではなく、占有者でありうるにすぎない。(ii) 諸共同体の総括的総一の人格的具現者のみが所有者であり、個々の共同体員は所有されるものでしかあり得ない。(iii) この所有されるものという一点において、共同体成員は奴隸である。(iv) アジアの奴隸制(の普遍的形態・原)とは、共同体成員が総括的統一の人格的具現者に支配されていることつまり、意識関係行為における所有・被所有である。(v) それは一種の外道德的法的状態における支配隷属関係なのであって、それ自体としては、本源的所有のアジアの形態

『資本制生産に先行する諸形態』について(五)

を変えるものではない。(vi)同じことだが、アジアの奴隸制(の普遍的状态・原)とは、ここに分析された限りでは、現実的領有関係すなわち生産過程における階級関係ではない(二六ページ)。

しかし、右で原氏が「個々の共同体成員は所有されるものではない」という結論を与えているのは納得できない。共同体的所有とは共同体全員の所有である。その人格的代表が特定の個人であるとしても、この個人は法的にも実質的にも奴隸所有者ではない。

しかし原氏は「以上、平田氏が明快に論断したように『總体的奴隸制』、私の理解によれば、正しくは『東洋に存在する奴隸制の普遍的形態』とは、意識関係行為における所有・被所有であって、現実的領有関係すなわち生産過程における階級関係ではない。したがって『東洋に存在する奴隸制の普遍的形態』は、生産過程の階級関係、すなわち労働する主体が自然的生産条件の一部としてくりこまれ、第三者たる個人または集団の所有物である、という関係を本質規定とする奴隸制カテゴリーに包括されるものではない。それ故、さきの『東洋に存在する奴隸制の普遍的形態』は奴隸制ではない」というパラドックスは、奴隸制のカテゴリー規定の厳密化によって、正しくは『アジアに存在する奴隸制の普遍的形態』は「可能性としての奴隸制」であって、本源的所有が回転した第二次的所有としての奴隸制ではない」と言いかえられることによって、解消する

『資本制生産に先行する諸形態』について(五)

のである」(二七ページ)と結論される。

しかし、右の原氏の解釈は無理ではなからうか。アジアに二次的所有形態としての奴隷制が存在したかどうかは、歴史上の事実問題として考察されなくてはならないのであるが、所有のアジア的形態のもとの総体的奴隷制とよばれるものは、そこでの種族がみずからの首長として選び出した、いわば自分たちの代表者としての専制君主であり、いわゆる搾取者としての敵対階級の頂点に立つ君主ではないのだから、総体的奴隷制は奴隷制ではない、と理解すべきなのである。だから、原氏の、総体奴隷制は可能性としての奴隷制であるとか、総括的統一の人格的具現者によって所有されるという一点において共同体員は奴隷である、という主張は妥当ではない。ただし総体奴隷制が当初の性質を変え、いわゆるエンゲルスの指摘した支配Ⅱ隷属の第一の道を歩み出したばあいは、その限りでは本来のアジア的所有を消失しつつある点に留意しなくてはならない。

さて、原氏の見解は、氏自身によって次のように要約されている。

(1) 『総体的奴隷制』なるものは、平田氏の指摘するように『歴史叙述の積極的範疇ではない』ばかりでなく、その原文自体、正しくは『東洋に存在する奴隷制の普遍的形態』とでも反訳すべきものであり、『諸形態』で、マルクスが問題としたこの『普遍的形態』は、同じく東洋のその『特殊の形態』に對比されるかぎりでの『普遍的形態』であって、東洋の奴隷制一

般についての本質規定としての絶対的な概念ではない。

(2) この東洋の奴隷制の普遍的形態は、『ヨーロッパ的観点』世界史的な観点からみて、第二次的所有としての奴隷制(および農奴制)とは異質な、いわば本源的所有と相即的な関係にある、『可能性としての奴隷制』である。そしてまた、この普遍的形態は、本源的所有のうちに包括される意識関係行為における所有・被所有である故に、本源的所有の現実的領有関係、すなわち生産過程における本質的な関係を変化させるものではない。

(3) したがって、die allgemeine Sklaverei を、あたかも東洋の奴隷制一般の本質規定であるかのような『総体的奴隷制』と反訳するのは、起りうるであろう誤解の根源を完全にたぢきることにならないし、またこの訳語が背負う長い混沌の歴史からみても、私は不適當と断ぜざるを得ない。それ故、今後この訳語を死語とし学説史を論ずる場合にのみ有効性を復活することができるとしたい。

(4) したがって、また、当該個所の反訳については、更により選ばれた訳語が与えられることを期待して、さしあたっては『東洋の奴隷制の一般的形態』あるいは『東洋に存在する奴隷制の普遍的形態』とし、訳語から生ずる混沌だけは避けたいと考える」(二七—二八ページ)。

すなわち、原氏は、東洋に存在する奴隷制の普遍的、一般的なものは、ヨーロッパに存在する奴隷制の普遍的、一般的な

のとは異なり、東洋の奴隸制は第二次的所有の範疇に含まれない、とマルクスがのべている、というのである。

そうすると、奴隸制は、『諸形態』によれば、所有の第二次形態なのに、東洋の奴隸制はそうではなく、本源的形態であり、ヨーロッパの奴隸制は第二次的所有だということになってしまふ。

しかし、これではおかし。マルクスが *die allgemeine Sklaverei* といっているのが、所有のアジア的形態のもとでの一般的特質をさすなら、それは奴隸制ではない、ということなのである。奴隸制ではないものを、ではなぜ *die allgemeine Sklaverei* などというのか。それは共同体の全員が共同体の最高君主の奴隸であるという比喩的意味である。専制君主に所有されている奴隸という意味ではない。それは、たとえば、岩波文庫の向坂氏訳では正しく訳されているが、日本で「名目地代」と訳されていたもの——*es ist dann nur nominell Rente*——が、実は「名目的にのみ地代」であって、実際は地代ではないというのに似ている。東洋においても奴隸制は存在するだろうし、それが奴隸制なら、所有の第二次的形態である。だから、「東洋に存在する奴隸制の普遍的形態」が奴隸制ではないなどということとはできない。ただアジア的形態のもとでの土地所有の本源的形態が存在するところでは、マルクスのいうごとく「アジア的専制」が生まれ、そこでは「総体的奴隸制」と現象的に比喩的意味で表現される事態が成立しているのである。

『資本制生産に先行する諸形態』について (五)

「アジア的専制」とは、その本質において所有の本源的形態である以上、それは所有の第二次形態としての奴隸制でないことは自明である。⁽²⁵⁾

(25) 福富正実氏は「今日のアジア的生産様式論の批判を意図する原秀三郎の見解(『アジア的生産様式論批判序説』『歴史評論』一九六九年八月号)にふれてみたい」として原氏を批判された。氏は次のようにいふ。

「原氏はアジア的生産様式を史上最初の敵対的生産様式としてみなす見解に反対し、アジア的生産様式は『本源的所有に対応するいわゆる原始共同社会』無階級社会を総括するものである」と考え、その論拠を『ドイツ・イデオロギー』における部族所有概念に求めている。しかし、彼は、『ドイツ・イデオロギー』における分業概念が二重の視点において述べられているのを無視している。たしかに、部族所有は、『生産の未発達な段階に対応する』ものである。

しかし他方では、マルクス・エンゲルスはすでに『ドイツ・イデオロギー』においても、アジアにのみ特有な「労働とその生産物との配分、しかも量的にも質的にも不平等な配分」としてカースト制度の意義に注目し、部族所有に対応する分業形態を本質的に区別していた。一八四七年の『哲学の貧困』その他でも、家父長制のもとにおける分業形態や古典古代的社會および封建社會における分業形態とは異なるアジア社會に特有な分業形態としてカースト制度がやはり区別されている。カースト制度またはこれに類似した分業形態を抜きにしては、アジア的社會の本質について述べることはできない。だが四〇年代のマルクスはアジア的社會に特有な分業形態の意義を

『資本制生産に先行する諸形態』について（五）

あきらかにしながらも、奴隸制、農奴制、資本制とは本質的に異なる独自の支配隷属関係をまだ区別していない。これは、彼のアジア的社会的の研究がまだ本格的なものでなかったことを証明しているにすぎない。一八五三年におけるエンゲルスとの意見交換を媒介にして、マルクスは、アジア的社会的の秘密をその自然的・地理的条件のなかにみいだした。『諸形態』における本源的所有論は、このアジア的社会的の本格的な研究に触発されて全自然的な歴史理解の方法論的確立をめざしたマルクスの苦闘の結晶である。『経済学批判』の序言における史的唯物論の公式は、この苦闘の産物としてつくりだされ、これが、マルクスの経済学研究の『導きの糸』となる。『ブルジョア経済にたいするこの批判を完全におこなうためには、……この形態に先行した諸形態や、発展のおくれた国々にいままなお資本主義的な形態とならんで存在している諸形態をも、やはりすくなくともおおまかには、研究し比較しなければならなかった』（『反デュリング論』）。五〇―六〇年代におけるマルクスの資本主義批判の経済学の体系化は新たにマルクスの視野のなかに完全にはいりこんできたアジア的社会的の本格的な研究をまっぴらに始めて可能になったのであった」（『福富正実「アジア的生産様式の再検討」』『現代の眼』一九七〇年十月号、六四―五ページ）。

しかし福富氏の批判されるように、原氏の論拠は『ドイツ・イデオロギー』における部族所有概念に求められているのではない。逆に福富氏という苦闘の結晶である『諸形態』における本源的所有論を主たる論拠にしているのである。だから原氏の所説にみられる若干の不合理な説明を除けば、氏の主張である「アジア的生産様式は無階級社会である」という点は正しい。ただし、生産様式は社会そ

のものではない点に留意してこの点を理解すべきではあるが。「アジア的生産様式」それ自体は無階級性をその本質としているのである。

原氏（および芝原氏）のいわれるように、『諸形態』は歴史的著作ではなく理論的著作である。それは『資本論』が多くの歴史的記述を含んでいるとしても理論的著作であることと同様である。『諸形態』の理論的中心は資本制生産に先行する所有形態論である。もちろん、平田氏の指摘のように、というよりはマルクスが『諸形態』の副題において示しているように、資本関係の形成または本源の蓄積を問題にしながらの先行する過程の研究であり、この視点で「所有」が問題とされている。このばあい、先資本制的所有は本源的所有と二次的所有に大別されている。そして、本源的所有の第一形態としてあげられているのが「アジア的形態」である。その本質は生産者が生産手段の所有者であるという点である。たとえ現象的に専制君主下の奴隸という表現が使用されたとしても、その本質は変わりなく、実質は二次的所有形態としての奴隸制でないことは自明である。原氏のおやまりと思われる点は、総体奴隸制は、一方では階級社会ではないと正しくいわれながら、他方では奴隸制の普遍的形態であるといわれている点である。奴隸制でないという理解と、奴隸制の普遍的形態であるという理解は、まったく別の理解である。奴隸制でないからこそ、マルクスはアジア的形態を所有の本源の形態の第一としてとりあげ、そのなかで総体奴隸

制の説明をしているのである。

六 アジア的生産様式とはになにか

アジア的所有のもともで一般的にみられる総体奴隷制は、いわゆる奴隷制そのものとは異なる点が、これまでの考察で明らかにされた。そこで次に、アジア的所有のもともで成立するアジア的生産様式の考察に移ろう。

(一) E・マンデルの「アジア的生産様式」論

「アジア的生産様式」がアジア社会に特有のものとして、この範疇の復活を戦後主張したのはヴァルガであったが、E・マンデルも同様の立場からその理論を展開している。すなわちマンデルは『カール・マルクス』(山内純・表三郎訳、河出書房新社)で、「アジア的生産様式をめぐる」、「第二次大戦後」論争がふたたびまきおこったさいに、最初の火ぶたをきったのもまた西欧、とりわけてイギリスとフランスにおいてだった。非ステリン化の雪どけ以来、人民民主主義諸国では、原始共産制、奴隷制社会、封建社会、資本主義という《四つの発展位相》を人類全体が必ず通らなければならないという、機械主義的、反マルクス主義的不純物から解放されるために、この概念があらたに活用されはじめた」(一六〇—一六一ページ)とのべ、そして、「まさにこの不純物こそ、幾人かの著作家をマルクス主義

『資本制生産に先行する諸形態』について(五)

から逸脱させたものだが、しかも彼らはそれぞれの共産党から《正統派》と認めてもらいたくして、諸社会経済構成体のまことに奇怪なごたまぜを、《封建社会》というレッテルのもとによせあつてみせたのである」(一六一ページ)と指摘し、だからアジア的生産様式をめぐる論争がふたたび起ったことは歓迎すべきことであるとして、「東洋的専制」という、一七世紀にはじまるこの用語の起源にまでさかのぼらなくても、またこの用語をふんだんに使っているモンテスキューにまでさかのぼらなくても(ウィットフォージェルは、こゝまでさかのぼっているが、K.A. Wittfogel, *Le despotisme oriental*, Edition de Minuit, Paris, 1964)

マルクスとエンゲルスは、つぎの三つの潮流に影響をうけて、『アジア的生産様式』の理論をしあげたといえそうである。まず、ジョン・スチュアート・ミルやリチャード・ジョーンズといった経済学者たち、似たような定式を使っていたこれらの経済学者を、マルクスは一八五三年にはすでに研究しおえていたか、あるいはその最中だった「ジョン・スチュアート・ミルは一八四八年に『東洋社会』について語っているが、それよりさきにリチャード・ジョーンズがすでに一八三一年に『アジア的社会』について語っていた(Wittfogel, op. cit., p. 489)」。ついで、マルクスとエンゲルスがこの頃よんでいた東洋諸国にかんする旅行記、回想録、地誌のたぐい [Eric Hobsbawn (An Introduction to Karl Marx, Pre-Capitalist Economic Formations, Lawrence and Wishart, London, 1964, p. 22) は

『資本制生産に先行する諸形態』について (五)

そのかなり完全なリストをあげている。さういふに、世界の他の国々の村落共同体について論じた個別研究、そのおかげで二人は、東洋諸国で村落共同体がしめている重要性に注目するようになった。「一八五三年の日付をもつマルクスの次の二つの研究にマクシミリアン・リュベルは注意をうながしている。一つは、スコットランドの農村共同体にかんするもの(『サザランド公爵夫人と奴隷制度』MEW, Bd. 8, S. 499ff)で「ニューヨーク・デイリー・トリビューン紙」一八五三年二月八日号にのったもの。いま一つは、スペインにおける絶対王政と行政の地方分権化の関係を論じたものである。(M. Rubel, Karl Marx, Essai de biographie intellectuelle, Marcel Riviere, Paris, 1959, p. 297-301)』とのべている。

そして、「アジア的生産様式」の根本的特徴を、マンデルはマルクスの一八五三年六月の三つの手紙、および『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』紙に発表された四つの記事に余すところなく叙述されているとして、次の五点に要約し、この五点は、『要綱』をひもとけば、すべて見いだすことができるとのべている。すなわち、次の五点である。

(一)《アジア的生産様式》をなによりもまず特徴づけるものは、土地私有の欠如である。

(二)このことから、村落共同体は特有な凝集力を保持できたのであり、血みどろの征服にたいしても、長年抵抗できたのだった。

(三)古い村落共同体に内在するこの凝集力は、そこで維持されてきた農業と(家内手工業的な)工業との緊密な統一という事実から、いまなお強まっている。

(四)だが、地理的・気候的な多くの理由によって、これらの地域では、農業の繁栄のために圧倒的な水利労働が必要とされる。「人工的な灌漑こそ、ここでは農業の第一条件である」(マルクスにあてたエンゲルスの手紙、一八五三年六月六日、MEW, Bd. 28, S. 250)。この灌漑のために、大規模労働を規制し企画するものとしての中央権力が、ほとんどいたるところで必要とされる。

(五)こうして、国家は、社会的剰余生産物の大部分をその手に集中するにいたる。ここに、この剰余に寄生する社会的諸階層が発生し、社会の支配勢力となる(ここから《東洋的専制》という表現が生まれた)。社会のこのような《内的論理》によって、基本的な生産諸関係が、きわめて安定性にとんだ方向にはたらくこととなったのである(一六三ページ)。

マンデルの指摘した右の五点は相互に関連のある内容で、全体的に理解されなくてはならない。⁽²⁶⁾

(26) マルクスは本源的所有の第一形態として、アジア的形態をあげ大多数のアジア的基本形態においてみられる「総括統一体」、そこでの「共同体の父である専制君主」、「東洋的専制主義」の場合でも、諸個人の「無所有のただなか」でも「実際にはこの種族的所有または共同体所有が基礎として存在している」ことを『諸形態』でのべている。この点からして、マルクスが本源的所有形態のなかで

問題としている専制君主は決して単なる奴隷所有者として、奴隷所有者階級の長でないことは明らかである。もちろんここで問題としているのは専制君主一般ではなく、マルクスが『諸形態』で言及している本源的所有という規定のなかで登場する専制君主である。この専制君主が、社会に寄生し、その後搾取者に転化するとしても、それは、本源的所有の転化として、別個の問題となる、と考えなくてはならない。マンデルの第五の指摘について、この点が曖昧であってはならない。

(27) 右のマンデルによる「アジア的生産様式」の五つの根本的特徴を裏づけるマルクスとエンゲルスの所説の若干を掲げておこう。

(一) について。

「『この国「モガル大帝の国」独特の事情と政治、すなわち、国王が王国内のすべての土地の単独唯一の所有者であること、その必然的帰結として、デルヒやアグラのような首都全体が殆んど民兵隊のみによって生活し、したがって国王が或る期間戦場に行く場合にはこれについて行かざるを得ないこと、したがって、これらの都市は決してバリのようなものではなく、またそのようなものではあり得ず、適切に言えば、野原よりも多少ましな多少便利に設備された野営地にすぎないこと……』」

ベルニエが東方の——かれはトルコ、ペルシア、ヒンドウスタンのことを言っているのだが——すべての現象の基礎形態を、私的土地区所有の存在しなかったことのうちに見いだしているのは正当だ。これが東洋の天国にいたる現実の鍵である」(マルクスからエンゲルスへ、一八五三年六月二日、岩波文庫版『マルクス・エンゲルス復讐書簡』七三—七四ページ)。

『資本制生産に先行する諸形態』について(五)

これにたいしエンゲルスは、「土地所有権の欠如は実際全東洋に至る鍵だ。そこに政治および宗教の歴史がある。だが、東洋人が土地所有に至らないということは、封建的なそれにさへ至らないということとは、どこから来るのか? 思うに、主としてそれは地勢に結びつけられた気候にある」(エンゲルスからマルクスへ、一八五三年六月六日夜、同上七八ページ)とのべている。

また『要綱』では、たとえば「大多数のアジア的基本形態のばあいのように」、総括的統一 *die zusammenfassende Einheit* は、これらすべての小さな共同団体のうちに立ち、上位の所有者、あるいは唯一の所有者として現れる」(Grundrisse, S. 376. 訳Ⅲ四〇九ページ)、「アジア的な(少なくともそれが支配的な)形態にあっては、個人人の所有ではなく、占有だけがある。共同体が本来の現実的所有者であり——したがって所有は土地の共同的所有としてのみ『現れる』」(ib. S. 383. 訳Ⅲ四一七ページ)、とのべられている。

(二)と(三)について。

「内乱、侵入、革命、征服、飢饉、それらがあいついでヒンドウスタンにおよぼした作用が、どんなに奇妙なほど複雑で、急速で、破壊的であるように見えても、それはすべてヒンドウスタンの表面にふれただけであった。……インドではこれまでどんなに政治の姿が変わったようにみえても、その社会的条件は、最古の時代から変ることなく十九世紀の最初の一〇年代までおよんだ。……これら二つの事情——一方ではインド人が、東洋のすべての国民と同じく、大公共事業の世話という農業および商業の第一条件を中央政府にまかせたこと、他方ではインド人が国中にちらばっていて、農業と手工

『資本制生産に先行する諸形態』について (五)

業との家内的結合によって小さな中心をかたちづくっていたこと——これら二つの事業は遠い昔から、独特な性質をもった一つの社会制度——いわゆる村落制度を生みだしていた」(『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』一八五三年六月二五日付「インドにおけるイギリスの支配」、大月書店『マルクス・エンゲルス全集』(9) 一三三—一三五ページ)。

『要綱』では、「個人は、生計を立てるといふ条件、致富が彼の目的ではなく、自己保存、共同社会 community の一員として自身を再編成すること、一筆の土地の占有者として、またその資格で共同体 commune の一員として自分自身を再生産することが目的であるような条件のなかにおかれている。共同体の存続は、自給自足の農民として、まさに共同体に帰属する」(Grundrisse, S. 380. 訳Ⅲ四一—四一三ページ)とのべている。

例について。

「サハラからアラビヤ、ベルシヤ、インドおよびタタールの地を横切って最高のアジア高地にまで連なる大砂漠地帯と結びつけられた気候……ここでは人口灌漑が農耕の第一条件だ、そしてこれは共同体が地方政府があるいは中央政府かの任務だ。すなわち財政(内国の掠奪)、戦争(内国および外国の掠奪)および土木事業、再生産のための配慮だ」(エンゲルスからマルクスへ、一八五三年六月六日夜、『マルクス・エンゲルス往復書簡』七九ページ)。

これに対しマルクスは、「政治的表面におけるあらゆる盲目的な運動にもかかわらずアジアのこの部分(インド)がもっている停滞的な性質を完全に説明するものは、二つの相互に支持し合う事情だ(1)土木事業は中央政府の仕事である。(2)それと同時に、全国が、数

個の大都市を除いて、完全に個々の組織をもちそれ自体として一つの小世界をなしていたところの村落に分れている」(マルクスからエンゲルスへ、一八五三年六月一四日、同上八八ページ)とのべている。

『要綱』では、「労働により現実には領有することの共同体的諸条件、すなわちアジアの諸民族のばあいには上位の統一、すなわち水路、交通手段等は、このばあいには上位の統一、すなわち小さな諸共同体のうえにかぶ専制政府の事業として現れる」(Grundrisse, S. 377. 訳Ⅲ四一〇ページ)。

「個々人の財産が事実上共同労働——たとえば東洋における水路のように——によってのみ利用されることが少ないほど……」(Ib., S. 378. 訳Ⅲ四一〇ページ)。

「東洋的専制主義とこの専制主義のばあいに法制上存在するように見える無所有とのただなかでは、実際にはこの種族所有、または共同体所有が基礎として存在しているのであって、この所有は多くのばあい、小さな共同体内部の工業 Manufaktur と農業との結合によってつくりだされ、こうしてこの小さな共同体はまったく自給自足的なものとなり、また再生産と剰余生産のいささつの諸条件をそれ自身のなかにもっている。その剰余労働の一部分は、けっきょく人格として存在する上位の共同社会のものとなり、またこの剰余労働は貢納等のかたちでおこなわれることもあれば、またなかば現実の専制君主、なかば觀念上の種族本体たる神という統一への讃仰のために共同労働のかたちでもおこなわれる」(Ib., S. 377. 訳Ⅲ四〇九ページ)。

例について。

「ジャヴァでは、イギリスの元ジャヴァ総督スタンフォード・ラップルス卿がその『ジャヴァ史』のなかで述べているところでは、この国の全地表において、『いくらでも徴収できるところでは、君主が絶対的な地主』であつた。いずれにしても、回教徒が全アジアにおいて、はじめて『土地の無所有制』を原則的に確立したもののようである。右に引用した村落にかんして、僕はなお一言、それらの村落がすでにマヌ〔法典〕にあらわれていること、そしてマヌ〔法典〕には、全組織が、一〇部落が一人の上級収税史の支配下にあり、ついで一〇〇部落、さらにまた一〇〇〇部落がその支配下にあるというふうになつてゐること、を注意しておこう」（マルクスからエンゲルスへ、一八五三年六月一四日付書簡）。

マンデルはさらに『要綱』での補足的見解として、「まず第一に、何度となく強調されているのは、東洋の諸都市が、国王ないしはその太守にびったりと従属させられて、まったく偶有的かつ副次的な発展をたどつたということである。このことは生産はもっぱら使用価値生産であることを意味する。ところで資本の支配を準備するものは、都市における交換価値生産の発展にほかならない。非工業社会では、貨幣の力が優勢になると農村が都市を支配する結果となる。いしかえると、『アジア的生産様式』の特殊構造、農業および中央権力への都市の従属は〔資本〕がそこではまだ飛躍的に発展する力を十分にもつていないということの意味している。このことは、生産力が停滞しているということではなくて——ことに中国の例のように、そ

『資本制生産に先行する諸形態』について（五）

れを証明できない場合もある——発展がおくれているということなのである。この発展のおくれこそ、アジア的生産様式に基礎をおく諸民族にとつて宿命的となつたのだ」（『カール・マルクス』一六四ページ）とのべ、続けて「商業および貨幣経済が発展してゆくにつれて、アジア的生産様式がどのような解体作用にさらされていったかの例は、古代メソポタミア史、中国史、インド史などからいくらでも引証できるだろう。ハンガリアの中国学者テーケイは、この点について、『前資本主義的發展』という術語を中国にたいしてもちいている。疑う余地もなく、明朝のときこの国では、ムガル帝国期のインドと同様、奢侈生産と私的な商取引が飛躍的な発展をとげたのであつて、ここからマニファクチュアの資本主義、商業資本主義の一步手前のところにもまでさしかかつていた。だがなぜこの一步をふみこえられなかつたかを正確に説明してくれるものこそ、アジア的生産様式の特殊構造にほかならない」（同上）と結論づけている。

このようにマンデルはアジア的生産様式のアジア的特質を強調するとともに、アジア的生産様式を「無階級社会から階級社会への移行をあらわす社会構成体に戻せうとする論客たちの試み」に反対する。かれがいう論客たちとは、モリス・ゴドリエ、ジャン・シエノー、ジャン・シュレ・カナル、ピエール・ボワトールなどの人たちであるが、たとえば、このうちの一人、J・シュレ・カナルは次のようにのべている。

「現実に黒アフリカで見られるのは、農村共同体を生産の基

底とし、しかも、原始共同体から受けついで多くの特徴(とくに私的土地所有の不在)をそのまま残しているような、そういう型の社会である。その土台のうえに、奴隸制的な諸関係(家父長制的家族の内部での)や、支配的な貴族層と貢納民のあいだの保護関係、さらには農奴制的な関係などが置かれている。しかし、農奴制的な関係といっても、概して集团的な次元のもので、封建的な諸関係とは外見的な類似しかない。

では、右のような社会を本質的にはどのような生産関係と規定できるのか。かれは続けていう。

「伝統的な黒アフリカのもっとも進んだ地域では、支配的な生産様式は、マルクスがアジア的生产様式と名づけたものにあたるようである。この生産様式の実例として、マルクスは、イギリスに征服される以前のインドをあげているが、周代の中国(紀元前一二世紀―紀元前三世紀)の生産様式もこれとおどろくほどよく似ている。奴隸制的な関係が一般化するまえの古代アルカイック期や、封建的な関係が一般化するまえの古代ロシアの特徴的な生産様式も、それに酷似している。アフリカ独特の生産様式と、オセアニアの一部の地方の特徴的な生産様式のあいだにも、明瞭な対応関係が見られる。

要するに、この生産様式(アジア的という名前は問題である。マルクス自身も、この名称に一般的な価値を与えてはいない)は、それ自体、原始共産制の無階級社会から階級社会への過渡形態として、普遍的な価値をもつように見える。

たとえば日本や、あるいは他の国ぐにでも、こうした生産様式から、奴隸制的な生産様式をへずに封建的な生産様式へ移ったことが考えられる。奴隸制的な生産様式は、地中海世界だけの現象らしい。

この見解はとくに独創的なものではない。だいたいにおいてこれはマルクスの所説に照応している。ただしマルクスも、それを系統的にのべる機会がなかった。断片的な文章があるだけで、しかもその多くはながいあいだ刊行されなかった」(『黒アフリカ史』、野沢協訳、理論社、一九六四年七月、一〇一ページ)。

右の見解は、近時、フランスの『パンセ』誌での「アジア的生产様式」論特集で意見を發表した人たちの主潮を代表するものとみてよいが、マンデルによれば、このような解釈はアジア的生产様式を理解しないものである。彼は、もし「彼らのように考えるためには、マルクスとエンゲルスが、この生産様式が創出されるさいに、水利労働やその他の大規模労働にあたえていた鍵としての役割を、まさきき拒否しなければならぬ。シュレ・カナルのあとをうけて、ゴドリエはこう断言する。ガーナ、マリ、ソンゴイ等々の王国が生まれたのは、『部族の特権階級が、金、象牙、皮革などの貴重物資を黒アフリカと白アフリカとのあいだで交換するさいに、部族間あるいは地方間の交易を統制した結果である』と。だが、こんなふうに『アジア的生产様式』という概念を拡張してしまつと――『アジア的生产様式』の概念をなげすたあげく、『封建制』の概念を拡張

しなければならなくなった。あの『教条主義的』マルクス主義者とまさしく同様に——この概念の特質がなくなってしまうか
ねない』（『カール・マルクス』一六五ページ）というのである。

そしてマンデルは、なぜそうなるかという点、これらの著作家たちのように考えれば、本質的にまだ村落共同体に基礎をおく社会のなかで、国家や支配階級がはじめて出現するばあい、いつでもみられる諸特徴をアジア的生産様式の諸特徴であると無意識に想定してしまうからだ、というのである。